

新	旧	備考
<p data-bbox="277 197 790 228">簡易通知型包括保険の引受基準等について</p> <p data-bbox="539 277 976 344">平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00026 沿革 <u>平成 27 年 11 月 16 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="96 395 976 499">この規程は、簡易通知型包括保険約款（平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00022。以下「約款」という。）第 6 条及び別表に定める船積確定通知又は確定前通知の対象となる輸出契約等の基準を規定する。</p> <p data-bbox="517 550 551 580">記</p> <p data-bbox="103 628 327 659"><b>1 基本的引受基準</b></p> <p data-bbox="125 667 976 890">(1) 下記に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）はてん補する責めに任じない。ただし、⑦に該当する輸出契約又は⑬に該当する輸出契約等については、被保険者が当該輸出契約等について保険関係の成立を希望する場合はこの限りでない。</p> <p data-bbox="147 898 976 1007">① 輸出契約等締結日から船積の日までの期間が 1 年超又は船積の日から決済の期限までの期間 <u>（以下「ユーザンス」という。）</u> が 1 年超であるもの</p> <p data-bbox="147 1015 309 1045">②～④ （略）</p> <p data-bbox="147 1053 976 1161">⑤ 原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するものであって、契約金額が <u>15 億円以上</u> のもの</p> <p data-bbox="147 1169 309 1200">⑥～⑪ （略）</p> <p data-bbox="147 1208 976 1431">⑫ 輸出契約等の相手方が引受基準適用日において海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）第 1 条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）<u>上</u> G S 格、G A 格若しくは G E 格、E E 格、E A 格、E M 格、E F 格若しくは E C 格、名簿区分 P、S A 格若しくは S C 格又は事故管理区分 R に格付けされていない輸出契約等</p>	<p data-bbox="1182 197 1695 228">簡易通知型包括保険の引受基準等について</p> <p data-bbox="1447 277 1883 344">平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00026 沿革 <u>平成 27 年 11 月 2 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="999 395 1879 499">この規程は、簡易通知型包括保険約款（平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00022。以下「約款」という。）第 6 条及び別表に定める船積確定通知又は確定前通知の対象となる輸出契約等の基準を規定する。</p> <p data-bbox="1424 550 1458 580">記</p> <p data-bbox="1005 628 1229 659"><b>1. 基本的引受基準</b></p> <p data-bbox="1028 667 1879 890">(1) 下記に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）はてん補する責めに任じない。ただし、⑦に該当する輸出契約又は⑬に該当する輸出契約等については、被保険者が当該輸出契約等について保険関係の成立を希望する場合はこの限りでない。</p> <p data-bbox="1050 898 1879 965">① 輸出契約等締結日から船積の日までの期間が 1 年超又は船積の日から決済の期限までの期間が 1 年超であるもの</p> <p data-bbox="1050 1015 1211 1045">②～④ （略）</p> <p data-bbox="1050 1053 1879 1161">⑤ 原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するものであって、契約金額が <u>10 億円超</u> のもの</p> <p data-bbox="1050 1169 1211 1200">⑥～⑪ （略）</p> <p data-bbox="1050 1208 1879 1431">⑫ 輸出契約等の相手方が引受基準適用日において海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）第 1 条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）<u>の</u> G S 格、G A 格若しくは G E 格、E E 格、E A 格、E M 格、E F 格若しくは E C 格、名簿区分 P、S A 格若しくは S C 格又は事故管理区分 R に格付けされていない輸出契約等</p>	

新	旧	備考
<p>⑬ 輸出契約等の契約金額の全額又は一部が政府開発援助契約等（「別紙 2 政府開発援助契約等」に規定する輸出契約等をいう。以下同じ。）の 1（1）<u>（ただし、決済方式を問わない。）</u>又は 2 に該当するもの</p> <p>(2) <u>取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「I L C」という。）</u>により代金が決済される輸出契約等及び政府開発援助契約等を除き、名簿の格付けにより信用事由（約款第 12 条第 11 号から第 14 号までのてん補事由をいう。）のてん補範囲を制限するものとする。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けにより、信用事由のてん補範囲を制限するものとする。</p> <p>(3) 政府開発援助契約等については、以下の信用事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>① 「別紙 2 政府開発援助契約等」1 及び 2 に掲げる借款等（以下「借款等」という。）のうち、<u>1（1）（ただし、決済方式を問わない。）及び 2 により決済が行われる輸出契約等における輸出等不能の信用事由（約款第 11 条第 1 号に規定するてん補危険に係る第 12 条第 11 号、第 12 号及び第 13 号の事由をいう。以下同じ。）（輸出契約等の相手方が名簿上与信管理区分 G に格付けされておらず名簿上 G B 格、E B 格及び S B 格に該当しない場合は、約款第 12 条第 11 号において「これらに準ずる者」とみなす。）及び代金回収不能の信用事由（約款第 11 条第 2 号に規定するてん補危険に係る第 12 条第 12 号及び第 14 号の事由をいう。以下同じ。）。</u></p> <p>② <u>上記①の輸出契約等に該当しない政府開発援助契約等における輸出等不能の信用事由（約款第 12 条第 11 号の事由にあつては輸出契約等の相手方が名簿上 G S 格、G A 格又は G E 格に格付けされている場合に限る。）及び代金回収不能の信用事由</u></p>	<p>⑬ 輸出契約等の契約金額の全額又は一部が政府開発援助契約等（「別紙 2 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）の 1（1）又は 2. <u>に該当するもの（決済方法のいかんを問わない。リインバース方式等により決済が行われるものを含む。）</u></p> <p>(2) <u>I L C により代金が決済されるもの及び政府開発援助契約等を除き、名簿の格付けにより信用事由（約款第 12 条第 11 号から第 14 号までのてん補事由をいう。）のてん補範囲を制限するものとする。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けにより、信用事由のてん補範囲を制限するものとする。</u></p> <p>(3) 政府開発援助契約等については、以下の信用事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>① 「別紙 2 政府開発援助契約等」1（1）及び 2. <u>については輸出契約等の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由（約款第 11 条第 1 号に規定するてん補危険に係る第 12 条第 11 号、第 12 号及び第 13 号の事由をいう。以下同じ。）及び代金回収不能の信用事由（約款第 11 条第 2 号に規定するてん補危険に係る第 12 条第 12 号及び第 14 号の事由をいう。以下同じ。）。</u>ただし、<u>輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分 G に格付けされておらず名簿上 G B 格、E B 格及び S B 格に該当しない場合は、約款第 12 条第 11 号において「これらに準ずる者」とみなす。</u></p> <p>② <u>上記①以外の政府開発援助契約等については、L / C スイッチ方式又はトランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第 12 条第 11 号の事由にあつては輸出契約等の相手方が名簿上 G S 格、G A 格又は G E 格に格付けされてい</u></p>	

新	旧	備考
<p><b>2 国別引受基準</b></p> <p>仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙1 仕向国及び支払国等の取扱い」による。</p> <p>(1) 引受停止国</p> <p>引受基準適用日において、次の① - 1、① - 2 及び②に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>③に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させる。その他の輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>① - 1～② (略)</p> <p>(注1) <u>②における政府開発援助契約等の取扱いは、次のとおりとする。</u> (2)①において同じ。)</p> <p>イ <u>輸出契約等の全体が政府開発援助契約等に該当する場合について、保険関係を成立させる。</u></p> <p>ロ <u>一の輸出契約等のうち一部が政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は日本又は第三国（上記① - 1、① - 2 及び②に該当する国を除く。以下同じ。）の銀行（名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされているものに限る。以下（注2）ロ及び③(ii)ロにおいて同じ。）が発行若しくは確認するILCにより決済される場合について保険関係を成立させる。この場合、ILCの取得又は前受金の受領日以降、日本</u></p>	<p>る場合に限る。</p> <p><b>2. 国別引受基準</b></p> <p>仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙1 仕向国及び支払国等の取扱い」による。</p> <p>(1) 引受停止国</p> <p>引受基準適用日において、次の① - 1、① - 2 及び②に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>③に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させる。その他の輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>① - 1～② (略)</p> <p>(注1) 政府開発援助契約等の取扱いは、次のとおりとする。(2)①において同じ。)</p> <p>イ <u>輸出契約等の契約金額の全部が政府開発援助契約等に該当するものについては、保険関係を成立させる。</u></p> <p>ロ <u>輸出契約等の契約金額の一部が政府開発援助契約等に該当する場合は、当該部分、現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について保険関係を成立させる。</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>(注2) 前受金により支払いを受ける輸出契約等の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>イ <u>輸出契約等の契約金額の全部が、前受金により支払いを受けるものについては保険関係を成立させる。この場合、前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>ロ <u>一の輸出契約等のうち一部が前受金により支払いを受ける場合であって、当該部分を除いた全てが、現地通貨又は第三国の銀行が発行若しくは確認する I L C により決済される場合について、</u> 保険関係を成立させる。この場合、<u>I L C の取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>③ イラクが仕向国、支払国又は保証国であって、以下に該当する輸出契約等は、保険関係を成立させる。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 契約金額が 10 億円以下の輸出契約等でイラク国内における貨物の引渡しを支払条件と定めていない取引であって、下記イからハまでのうちいずれかに該当するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>日本又は第三国の銀行が発行又は確認する I L C により決済される輸出契約等</u></p> <p>ハ <u>支払が第三国となる輸出契約等</u>          なお、上記(ii)イ又はロに該当し且つ支払国がイラクとなる場合は、<u>I L C 取得又は前受金の受領日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。また、上記ロ又はハに該当する場合、当該国の引受条件に基づき保険契約を締結する。</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>(2) 条件付引受国</p> <p>① 引受基準</p>	<p>(注2) 前受金により支払いを受ける輸出契約等の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>イ <u>輸出契約等の契約金額の全部が、前受金により支払いを受けるものについては保険関係を成立させる。この場合、前受金受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>ロ <u>輸出契約等の契約金額の一部が、第三国(上記(1)に該当する国を除く。)の銀行(名簿上 G S 格、G A 格若しくは G E 格又は S A 格に格付けされているものに限る。)</u>が発行又は確認する I L C により決済される場合、<u>現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について</u> 保険関係を成立させる。この場合、<u>前受金については受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>③ イラクが仕向国、支払国又は保証国であって、以下に該当する輸出契約等は、保険関係を成立させる。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 契約金額が 10 億円以下の輸出契約等でイラク国内における貨物の引渡しを支払条件と定めていない取引であって、下記イからハまでのうちいずれかに該当するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>日本又は第三国(上記① - 1、① - 2 及び②に該当する国を除く。以下同じ。)の銀行(名簿上 G S 格、G A 格若しくは G E 格又は S A 格に格付けされているものに限る。)</u>が発行又は確認する I L C により決済される輸出契約等</p> <p>ハ <u>支払が第三国となる輸出契約等</u>          なお、上記(ii)イ又はロに該当し且つ支払国がイラクとなる場合は、<u>I L C 取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。また、上記ロ又はハに該当する場合、当該国の引受条件に基づき保険契約を締結する。</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>(2) 条件付引受国</p> <p>① 引受基準</p>	

新	旧	備考
<p>政府開発援助契約等又は輸出契約等の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、引受基準適用日において、輸出契約等における仕向国、支払国又は保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>なお、I L Cにより決済を行う場合であって、輸出契約等の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、「別表 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。</p> <p>② 条件等</p> <p>イ 輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『決済方法に係る条件』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金の受領日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>ロ 輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、輸出契約等における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、約款第11条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。</p> <p>（注） （略）</p> <p>附 則 [平成27年11月16日] この改正は、平成27年11月30日から実施する。</p>	<p>政府開発援助契約等又は輸出契約等の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、引受基準適用日において、輸出契約等における仕向国、支払国又は保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>なお、I L Cにより決済を行う場合であって、輸出契約等の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、「別表1 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。</p> <p>② 条件等</p> <p>イ 輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『決済方法に係る条件』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>ロ 輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、輸出契約等における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、約款第11条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。</p> <p>（注） （略）</p> <p>附 則 [平成27年11月2日] この改正は、平成27年11月10日から実施する。</p>	

新	旧	備考
<p>[別紙1]</p> <p>仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>1. <u>輸出契約等の仕向国は、以下によるものとする。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う輸出契約等の場合は、輸出契約等に定める最終仕向地の属する国<u>(輸出契約等に最終仕向地を定めていない場合にあつては、輸出契約等の相手方が所在する国)</u></p> <p>2. <u>輸出契約等の支払国は、以下によるものとする。</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>3. <u>輸出契約等の保証国は、以下によるものとする。</u></p> <p>① ILCにより決済を行う場合は、ILC発行銀行の所在する国<u>(ILC発行銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、支店の所在する国)</u></p> <p>② 確認付のILCの場合は、当該ILCの確認銀行が所在する国<u>(ILC確認銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、支店の所在する国)</u></p>	<p>[別紙1]</p> <p>仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>1. 輸出契約等の仕向国は、以下によるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う輸出契約等の場合は、輸出契約等に定める最終仕向地の属する国。ただし、輸出契約等に最終仕向地を定めていない場合にあつては、輸出契約等の相手方が所在する国</p> <p>2. 輸出契約等の支払国は、以下によるものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>3. 輸出契約等の保証国は、以下によるものとする。</p> <p>① ILCにより決済を行う場合は、ILC発行銀行の所在する国。ただし、ILC発行銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表2 国カテゴリー表」における記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国。</p> <p>② 確認付のILCの場合は、当該ILCの確認銀行が所在する国。ただし、ILC確認銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表2 国カテゴリー表」における記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国。</p> <p><u>(注) 上記①又は②のうちILCの発行(又は確認)銀行が支店であつて本店が異なる国に所在する場合は、当分の間支店の所在国を保証国とすることを妨げない。ただし、この場合にあつては、当該本店の所在国に係るてん補事由による損失については、てん補しない。</u></p>	
<p>[別紙2]</p> <p>政府開発援助契約等</p>	<p>[別紙2]</p> <p>政府開発援助契約等</p>	

新	旧	備考
<p>政府開発援助契約等とは、次に掲げる<u>借款等（注）により決済が行われる輸出契約等</u>をいう。</p> <p>1. <u>決済がL/Cスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者等への直接送金のいずれかにより行われる輸出契約等</u></p> <p>（1）～（16） （略）</p> <p>2. <u>日本政府が支払人となる贈与又は無償供与等</u></p> <p><u>注：船積確定通知又は確定前通知時において、当該借款等の契約が締結済み（発効条件が付されている借款等の契約にあつては契約発効済。）であることを書面にて確認できる場合に限る。</u></p>	<p>政府開発援助契約等とは、次に掲げる<u>もの</u>をいう。</p> <p>1. <u>次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等であつて、当該決済がL/Cスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は当該借款等の供与機関から輸出者への直接送金により行われるもの</u></p> <p>（1）～（16） （略）</p> <p>2. <u>贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等</u>  <u>政府開発援助契約等に係る通知を行う場合には、当該輸出契約等の代金が上記借款供与機関の実施する借款等により決済されるものであることを証する書類の写しを提出すること。</u></p>	
<p>[別表]</p> <p>国別引受基準（略）</p> <p>注1：1. <u>以下のいずれかに該当する場合に保険関係を成立させる。</u>  （1）～（2） （略）</p> <p>2. <u>（略）</u></p> <p>注2：（略）</p>	<p>[別表1]</p> <p>国別引受基準（略）</p> <p><u>※「ユーザンスの上限」：輸出契約等における代金の支払猶予期間</u></p> <p>注1：1. <u>以下のいずれかに該当する場合に保険関係を成立させる。</u>  （1）～（2） （略）</p> <p>2. <u>（略）</u></p> <p>注2：（略）</p>	
	<p>[別表2]</p> <p><u>国カテゴリー表（略）</u></p>	